

屋根設置太陽光の取扱い 及び 認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱いについて

2023年7月
資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項（屋根設置太陽光、認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱い） 1

- 2023年度下半期以降の事業用太陽光発電については、本年2月に本委員会において取りまとめられた「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、地上設置/屋根設置の設置形態ごとのコスト動向を分析し、それぞれの区分ごとに調達価格/基準価格が設定されている。この際、同意見において、不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われないよう、その外延を明確にし、適切に確認することとされた。
- また、関係審議会（再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG）においては、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる関係法令の許認可取得について、2023年秋頃（※10月1日施行を念頭に準備を進めているところ）より、FIT/FIP制度における認定申請要件とする方向で検討されている。
- 上記の状況を踏まえ、本日は、次の事項について御審議いただきたい。
 - （1）屋根設置太陽光の外延及び確認方法
 - （2）認定手続の厳格化（認定申請要件化）に伴う入札対象案件の取扱い

（１）屋根設置太陽光の外延及び確認方法

（２）認定手続の厳格化に伴う入札対象案件の取扱い

令和5年度以降の調達価格等に関する意見(2023年2月8日)より抜粋

(屋根設置太陽光の外延)

- 地上設置／屋根設置の設置形態毎に調達価格・基準価格を設定する場合、不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることのないよう、その外延を明確にしておくことが重要。
- 具体的には、屋根設置区分での認定申請について、屋根設置であることを適切に確認する観点から、建物表題登記等の提出を求め、対象発電設備の全体が当該建物に設置されていることを確認することとした。

(調達価格・基準価格における留意点)

- また、今回新たに地上設置／屋根設置の設置形態毎に調達価格・基準価格を設定するにあたって、上述の屋根設置太陽光の外延の論点も含め、不適切な認定申請が助長されることのないよう、認定申請の確認方法等を予め整理・準備しておくことも重要。
- こうした整理・準備のためのリードタイムにも配慮しつつ、屋根設置太陽光の2023年度の認定取得の停滞を回避し、屋根設置太陽光の早期導入を促していくため、屋根設置太陽光(10kW以上)については、2023年度下半期の調達価格・基準価格についても、2024年度の屋根設置太陽光(10kW以上)の調達価格・基準価格と同額を適用することとした。(略)

(1) 屋根設置太陽光の外延及び確認方法 (確認方法等の整理) (案)

- 2023年度下半期以降の事業用太陽光の調達価格・基準価格の検討に当たって、地上設置/屋根設置の設置形態毎にコスト動向を分析し、両者の価格差の早期の収斂を目指しつつ、それぞれの区分毎に調達価格/基準価格の想定値を設定した。
- こうした中で、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、下記①～③に関する適切な資料等の提出・確認方法等を整理することが必要となる。
 - ① 太陽光発電設備を設置する建物の構造等
 - ② 太陽光発電設備の支持物の構造等
 - ③ 太陽光発電設備の設置場所 (全量が申請のあった建築物の屋根に設置されていること)
- 上記を踏まえ、原則として、FIT/FIP認定申請時に以下の資料等の提出を求めることとしてはどうか。
 - 建築基準法に基づく検査済証の写し (上記①関係) (※1、※2)
 - 不動産登記法に基づく建物表題登記 (上記①③関係) (※1)
 - パネル設置図面 (上記③関係)
 - 太陽光発電設備の全量が申請された建築物の屋根の上に設置されていることを示す外観写真 (上記③関係) (※1)
- また、電気事業法に基づく使用前自己確認届出書 (10kW以上2,000kW未満) や工事計画届出書 (2,000kW以上) について、FIT/FIP制度において、当該届出書が不備なく提出されているかを確認 (例：事業者からの届出書の写しの提出を確認するなど) することとしてはどうか。(上記②関係)

(※1) 検査済証の写し、建物表題登記、外観写真については、申請時点では建物が建築中であるといった事情がある場合、運転開始時まで提出することの誓約を求める。

(※2) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載されている処分等の概要書等の提出をもって、建築検査証の提出に代えることを可能とする。

■ 事業者の適切な対応を担保するため、以下のとおり対応することとしてはどうか。

(1) 必要書類の不備への対応

- 検査済証の写し、建物表題登記、外観写真については、FIT/FIP認定申請時に用意できない場合、運転開始時までに提出することの誓約をもって提出に代えることを可能とするが、誓約に基づく関係資料の提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定の取消しを行う。

(2) 太陽光発電設備の屋根以外への設置への対応

- 外観写真からパネルの建物への設置状況を確認の上、パネルが一部でも建物に設置されていない場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定の取消しを行う。

■ また、立入検査等を必要に応じて実施し、認定申請時に提出された図面や外観写真等をもとに、太陽光発電設備の全量が、申請のあった建築物の屋根の上に設置されているか等进行检查することとしてはどうか。

(1) 屋根設置太陽光の外延及び確認方法

(2) 認定手続の厳格化に伴う入札対象案件の取扱い

- 本年2月の再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG中間とりまとめにおいて、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下①～③の許認可について、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるため、FIT/FIP認定の申請要件とされた。
 - ① 森林法における林地開発許可
 - ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
- また、本年5月の同WGでは、
 - ①～③の許認可は災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるため、周辺地域の安全性への影響の観点から、対応の必要性・緊急性が特に高いことに鑑みて、事業者や自治体への影響を踏まえて、一定の周知期間を設けつつ、速やかに施行することとされた。
 - また、①～③以外の許認可についても、当該許認可による保護法益や、事業実施に当たってのリードタイムに与える影響等を総合的に勘案し、認定手続の厳格化の対象とすべき理由が認められる場合は、同様に、その許認可をFIT/FIP認定の申請要件とすることを検討することとされている。
- 上記のとおり、①～③の許認可に係る認定手続の厳格化（認定申請要件化）について、事業者や自治体への影響を踏まえて、一定の周知期間を設けつつ、速やかに施行することとされたことを踏まえ、一定の周知期間を置いた上で、2023年10月1日を念頭に必要な省令やガイドラインを改正する方向で進めているところ。

論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）

【中間とりまとめにおける整理】

- 中間とりまとめにおいては、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下①～③の許認可について、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるため、FIT／FIP認定の申請要件とした。

- ① 森林法における林地開発許可
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
- ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

- また、風力・地熱発電事業について、法又は条例に基づく環境影響評価手続の対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認めるが、認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなど、厳格な対応を行う（※）こととした。

（※）環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても今般申請要件とする許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、FIT/FIP認定から3年以内に許認可を取得し終え、届け出なければならない。なお、当該期間内に許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。

- さらに、上記の点と併せて、以下の2点がとりまとめられている。
 - ①～③以外の許認可についても、事前の申請要件化を必要に応じて今後検討することを妨げるものではないこと。
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の促進区域と連携し、同法の特性を踏まえ、再エネ特措法の認定申請における手続厳格化の例外として検討を行うべきであること。

論点①：認定手続の厳格化（認定申請要件関係）

【追加的論点(3)：今後のスケジュール等について】

- 認定手続の厳格化（認定申請要件化）については、事業者や自治体への影響を踏まえて、一定の周知期間を設けつつ、速やかに施行することとしてはどうか。具体的には、必要な手続を経て、2023年夏に省令やガイドラインを改正し、一定の周知期間を置いて、秋頃に施行することとしてはどうか。
- なお、入札案件については、入札参加時（事業計画提出時）ではなく認定申請までに、許認可を取得することを求める（ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に許認可が取得できなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととしてはどうか。
- ただし、事業者の予見性を確保する観点から、以下の場合に限って経過措置を設定してはどうか。
 - 入札外案件：施行前に、不備なくFIT／FIP認定申請が行われたもの
 - 入札案件：入札に参加するには、事業計画受付〆切までに事業計画を提出する必要があるところ、施行前に、事業計画受付〆切が到来するもの

※ なお、経過措置の対象となる案件であっても、関係法令（条例を含む。）を遵守し、必要な許認可を適切に取得する必要があることは大前提。

- 本年5月の再エネ長期電源化・地域共生WGでは、認定手続の厳格化（認定申請要件化）に当たって、**入札対象案件**については、入札参加時（事業計画提出時）ではなく、**認定申請時まで、許認可を取得することを求める**方向性が示されている。
- 同WGにおける検討を踏まえ、**落札後、認定申請までの間に許認可が取得できなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消すことを前提に、認定申請時まで許認可取得を求める**こととしてはどうか。
- また、同WGでは、**入札対象外案件**について、事業者の予見可能性に配慮し、**施行前に不備なくFIT/FIP認定申請が行われた場合に限り、一定の経過措置が設定される**こととされている。
- **入札対象案件**は、**事業計画受付〆切までに事業計画を提出する必要があるところ**、同WGにおいて示された方向性に基づき、**施行前に事業計画受付〆切が到来するものについて経過措置を設定**してはどうか。
- 上記の方向性に基づき、必要な省令やガイドラインの改正が10月1日施行で実施された場合、**2023年度中に行われる入札のうち、第16・17回太陽光入札、陸上風力入札、着床式洋上風力入札（再エネ海域利用法適用外）、バイオマス入札が経過措置対象**となる。

(※1) 第18・19回太陽光入札、陸上風力追加入札、来年度以降の入札案件は認定手続の厳格化の対象（経過措置対象外）となる。

(※2) 再エネ海域利用法適用案件についても、上記と同様の考え方に則り、既に公募占用計画の提出期限が到来している公募（秋田県八峰町及び能代市沖、長崎県西海市江島沖、新潟県村上市及び胎内市沖並びに秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖）は、前述の経過措置対象とする。

(参考) 2023年度の入札実施スケジュール

11

令和5年度以降の調達価格等に関する意見（2023年2月8日）より抜粋

	2023年度				
	第16回太陽光	第17回太陽光	第18回太陽光	第19回太陽光	第3回陸上風力（・追加） 第2回着床式洋上風力 （再エネ海域利用法適用外） 第6回バイオマス
4月	入札説明会 事業計画受付(4/17)				
5月	事業計画受付〆切（5/12）★ 事業計画審査〆切（5/26） 入札募集開始（6/5）				
6月	入札募集〆切（6/16） 入札結果公表（6/23）	事業計画受付(6/26)			
7月		事業計画受付〆切（7/14）★ 事業計画審査〆切（7/28）			
8月		入札募集開始（8/7） 入札募集〆切（8/18） 入札結果公表（8/25）			
9月			事業計画受付（9/25）		事業計画受付（9/4） 事業計画受付〆切（9/22）★
10月			事業計画受付〆切（10/13） 事業計画審査〆切（10/27）		事業計画審査〆切（10/6） 入札募集開始（10/16） 入札募集〆切（10/27）
11月			入札募集開始（11/6） 入札募集〆切（11/17） 入札結果公表（11/24）		入札結果公表（11/2）
12月					
2024年 1月	認定補正期限（1/9） 認定取得期限（1/23）			事業計画受付(1/8) 事業計画受付〆切（1/26）	事業計画受付(1/22)
2024年 2月				事業計画審査〆切（2/9） 入札募集開始（2/19）	事業計画受付〆切（2/9） 事業計画審査〆切（2/23）
2024年 3月		認定補正期限（3/11） 認定取得期限（3/25）		入札募集〆切（3/1） 入札結果公表（3/8）	入札募集開始（3/4） 入札募集〆切（3/15） 入札結果公表（3/22）
2024年 4月以降			認定補正期限（6/10） 認定取得期限（6/24）	認定補正期限（9/24） 認定取得期限（10/8）	認定補正期限（5/20） 認定取得期限（6/3） 認定補正期限（10/8） 認定取得期限（10/22）

※陸上風力発電の追加入札については、第3回陸上風力の入札容量が1.3GWを超えた場合に実施する。